

設楽町公示第 1 1 号

地方税法第 4 1 6 条の規定により固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記により関係者の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

設楽町長 土屋 浩

記

1. 縦覧期間

自 令和 7 年 4 月 1 日 (火)

至 令和 7 年 4 月 3 0 日 (水)

ただし、平日 自 午前 8 時 3 0 分

至 午後 5 時 1 5 分

2. 縦覧場所

設楽町役場